



平成 30 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社フェリシモ  
代 表 者 名 代表取締役社長 矢崎 和彦  
(コード：3396、東証第1部)  
問 合 せ 先 執行役員 経営企画室長 宮本 孝一  
(TEL. 078-325-5555)

## 業績連動型株式報酬制度の算定方法の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員を対象とする業績連動型株式報酬制度の算定方法を一部変更する議案を平成 30 年 5 月 30 日開催予定の第 53 期定時株主総会（以下「本総会」という）に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件は、本総会の承認を経て、正式に決定される予定であります。

### 記

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員（以下「対象取締役等」という）の報酬は、基本報酬（金銭報酬）とは別枠で、平成 29 年 5 月 30 日開催の第 52 期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という）をご承認いただいておりますが、当社グループによる連結経営を強化する観点から、本制度の算定方法を変更したいと存じます。

#### 1. 変更点

利益の指標といたしまして、当社個別（単体）営業利益としておりましたが、これを当社グループの連結営業利益に変更いたします。

#### 2. 変更の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社には、現在連結対象子会社が 2 社あり、今後、グループによる連結経営をより一層強化する観点から、本制度の利益指標を当社個別（単体）の営業利益から連結対象子会社も含めた連結営業利益へ変更するものであります。

なお、当社は、対象取締役等の報酬と当社グループの業績との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上、企業価値の増大への対象取締役等の貢献意欲の増大と株主の皆さまとの利益共有を図り、もって株主重視の経営意識をより一層高めていくためには、本制度の継続及び算定方法の変更は妥当であると考えております。

### 3. 変更後の本制度の内容

#### (1) 対象期間等

上記の変更により本制度は、株式報酬として対象取締役等に対して、3事業年度である対象期間（当初は平成30年2月28日で終了する事業年度から平成32年2月29日で終了する事業年度まで）の最終事業年度における当社グループの連結営業利益目標の達成率等に応じて、対象期間において500百万円を上限として当社普通株式を交付することとなります。

なお、上記の当初の対象期間終了後も、本総会で承認を受けた範囲内で、次の3事業年度の期間を対象期間として、本制度の継続を当社取締役会において承認する場合があります。

#### (2) 対象者

本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名になります。また、現在の執行役員の員数は5名であります。ただし、対象期間中の就退任の状況により、対象取締役等の人数は変動することがあります。

なお、対象期間中に対象取締役等に就任した者であって、対象期間の最終事業年度が終了する前に当該取締役等を任期満了等により退任した者につきましても支給対象といたします。ただし、その場合であっても、対象期間中に任期満了または定年退職を除く理由で退任（退職）した者については除外するものといたします。

#### (3) 交付の方法

対象期間の最終事業年度が終了した後に開催される取締役会において、(5)の基準によって算出された割当株式数を基礎として、各対象取締役等に対して現物出資に供するための金銭報酬債権を付与するものといたします。各対象取締役等は、当該金銭報酬債権を現物出資することにより、割当株式数に応じた当社普通株式を取得するものといたします。なお、当社普通株式の交付にあたっては、株式報酬としての自己株式の処分の方法によるものといたします。

#### (4) 本制度にかかる金銭報酬債権の報酬額及び割当株式数の上限

対象取締役等に支給する本制度にかかる金銭報酬債権の報酬額の上限は、対象期間において500百万円以内とし、割当てる当社普通株式の総数は対象期間において30万株以内といたします。

なお、当社の発行済株式の総数が株式の併合、株式の分割または株式無償割当て等によって増減した場合は、対象取締役等に対して交付される当社普通株式の数は、当社の取締役会による決定に基づき、その比率に応じて合理的に調整されるものといたします。また、金銭報酬債権の金額の上限または割当株式総数の上限を超えるおそれがある場合は、当該上限を超えない範囲で、各対象取締役等に対して割当てる株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させることができるものといたします。

#### (5) 連結営業利益目標の指標、算定の方法

本制度が当社グループの中長期的な業績向上及び企業価値の増大を主たる目的としていることに鑑み、当初の対象期間の最終事業年度である平成 32 年 2 月期における連結営業利益目標を 12 億円から 26 億円と設定いたします。当該連結営業利益が 12 億円を上回った場合に、以下に記載する「平成 32 年 2 月期 連結営業利益レベル別割当株式枠」に応じて、役割・職務、在任期間を含む業績貢献度等を勘案して対象取締役等ごとの割当株式数を算出するものいたします。算出した割当株式数に 1 株未満の端数が生じる場合、当該 1 株未満の端数は切り捨てるものいたします。

なお、本制度は対象期間の最終事業年度において連結営業利益目標を達成した場合にのみ効力を有するものとし、当初の対象期間の最終事業年度である平成 32 年 2 月期に連結営業利益目標を達成できなかった場合は、平成 31 年 2 月期に連結営業利益目標を達成していたとしても本制度は無効になるものいたします。

#### 平成 32 年 2 月期 連結営業利益レベル別割当株式枠

連結営業利益レベル	割当株式枠（上限）	参考金額
12 億円以上 18 億円未満	100,000 株	166,600 千円
18 億円以上 26 億円未満	200,000 株	333,200 千円
26 億円以上	300,000 株	499,800 千円

(注) 参考金額は、1 株の株価を 1,666 円として算出しております。

#### (6) 1 株当たりの払込金額

本制度における対象取締役等に割当てられた当社普通株式 1 株当たりの払込金額は、割当てを決定した取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における終値等、対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲内で取締役会において決定するものいたします。

#### (7) 税金の負担

本制度に基づく当社普通株式の取得にあたっては、各対象取締役等に納税費用が発生しますが、当該納税費用については各対象取締役等個人が負担するものいたします。

#### (8) その他

対象取締役等が取得した当社普通株式の取扱い、処分その他本制度の詳細については、当社と各対象取締役等との間で「業績連動型株式報酬制度割当契約書」を締結し、当該契約書に基づいて取り決めるものいたします。なお、企業再編等が生じた場合の本制度の取扱いについては、本制度自体の見直しを含めて取締役会において決議するものいたします。

(注) 当社の監査等委員会は、当社グループの中長期的な業績向上及び企業価値の増大等の観点から、本議案は適切であると判断しております。

以 上